

# キャンパス・ハラスメント

## 防止・相談ガイド

保存版



**STOP!**  
**CAMPUS**  
**HARASSMENT!**

# 学校法人立正大学学園は 人権に関する法令および、 真実を求め人類社会の和平の 実現を念願する立正精神に則り、 本学園内における キャンパス・ハラスメントの 防止に全力を尽くします。

本学園では「キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程」を制定して本学園を構成する学生・生徒・教職員がお互いを尊重し合い、相互にハラスメントが発生しないことをめざしています。

キャンパス・ハラスメントとは、本学園における性別・社会的身分・人種・国籍・信条・年齢・職業・身体的特徴等の属性または人格等に関する言動または行為により、相手に不快感や不利益を与えて尊厳を損なう人権侵害のことを指します。これは対面でもオンライン上でも同じです。

ハラスメントは教員と学生、上司と部下という上下関係だけで生じるとは限りません。教員間や職員間、教職員間などあらゆる関係性のなかで発生します。

## 1 セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントになり得る事例

### ① 言葉によるハラスメント

- 性的な経験や性生活について質問する。
- 相手が返答に窮するような性的または下品な冗談を言ったり、からかったりする。
- 「男のくせに根性がない」「女には～を任せられない」等と性差別的な発言をする。
- 成人に対して、「男の子、女の子」「僕、坊や、お嬢さん」「おじさん、おばさん」等と人格を認めないような呼び方をする。

性的な言動や性的要求によって相手に不快感や不利益を与え、学修・学習・教育・研究・就業環境を害することです。相手の性的指向、性自認は問いません。

### ② 行動によるハラスメント

- 講義授業内容に関係ない卑猥な写真や記事を見せたり読んだりする。
- 身体(肩、背中、腰、髪、手等)に不必要に接触する。
- 食事やデートにしつこく誘う。
- 個人を特定した性的な内容や悪口をインターネットや SNS上で書き込む。
- 性的な内容や画像をEメールやSNSで送る。

### ③ 視覚によるハラスメント

- ヌードポスターや卑猥な写真を研究室や職場に貼る。
- 研究室や職場のパソコンに猥褻な画像を表示する。



## 2 アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントになり得る事例

### ① 言葉によるハラスメント

- 「お前はバカだ!」「アホ! マヌケ!」等と罵倒する。
- 「こんな論文は見る時間の無駄だ!」「子どもの作文だ!」等と人格を侵害する発言やメールをする。

教育研究上の地位や人間関係などの教育研究の場における優越的な関係を背景とした、職務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、相手の学修・学習・教育・研究環境を害することをいいます。

### ② 行動(強要、濫用、放置)によるハラスメント

- 個人指導を理由に、不必要に何度も呼び出す。
- 教育的な指導を理由なく拒否し、放置する。
- 放任主義を標榜し、研究指導やアドバイスをしない。
- 金銭的不正行為を強要する。
- 私的な用事を強要する。
- 研究と称して身体(肩、背中、腰、髪、手等)に不必要に接触する。
- 講義やゼミで過剰に叱責する。
- 深夜のメールに返信しないと怒る。

### ③ 干渉(制限、妨害)によるハラスメント

- 設備、研究資金、資料等の利用を不当に制限する。
- 学生の進路に関して、妨害や干渉をする。



## 3 パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントになり得る事例

### ① 言葉によるハラスメント

- 「文句があるならさっさと辞めろ!」と発言する。
- 「お前の代わりはいくらでもいる!」と発言する。

### ② 行動によるハラスメント

- 通常の業務時間内では達成が困難な業務を日常的に強要する。
- 不正・違法行為を強要する。
- 人前で過剰に叱責する。
- 挨拶をしなかったり、あからさまに無視する。
- 私的な用事を強要する。
- 一気飲みの強要や、体質的に飲めない人に飲酒を強要する。

### ③ 待遇によるハラスメント

- 昇進・評価・雇用等に関する権限を不当に濫用する。
- 業務・課外活動に関して、著しく不公平・不公正な評価・処遇をする。



## 4 妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントになり得る事例

- 上司が「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだった」と言う。
- 育児短時間勤務をしたら同僚が「あなただけ早く帰るせいで、まわりは迷惑している」と何度も言う。
- 男性労働者が育児(介護)休業を申し出たところ、上司が「男のくせに育児休暇(介護休暇)をとるなんてありえない」と言う。

職場において、相手が妊娠・出産等をしたこと、および妊娠・出産、育児休業又は介護休業等に関する制度・措置の利用に関する不利益な取扱い、またはこれらに関する言動により相手の就業環境を害することをいいます。

- 先輩が「就職したばかりのくせに妊娠して産休・育休をとろうなんて図々しい」と言う。
- 上司、同僚が「妊婦はいつ休むかわからないから仕事は任せられない」と言い、仕事をさせない状況にする。
- 妊娠したことを理由に担当業務から外す。



## 5 その他のハラスメント

上記に掲げるハラスメントのほか、誹謗中傷、風評の流布、飲酒の強要、他人を不快にさせる言動等により、学修・学習・教育・研究・就業環境等を害することもハラスメントになることがあります。



## ハラスメント相談員

- 仏教学部 ●文学部 ●経済学部
  - 経営学部 ●法学部 ●心理学部
  - 社会福祉学部 ●地球環境科学部
  - データサイエンス学部
- 各学部  
防止・対策委員
- 
- 中学・高等学校防止・対策委員
- 
- 総務部人事課職員

相談員は相談者の  
名誉やプライバシーを  
厳守いたします。  
相談、申し立て、調査に  
協力したことを理由とした  
不利益な取り扱いを  
受けることはありません。

※立正大学学園ホームページに掲載のガイドラインもご参照ください。